

1 安全の基本的な方針と安全目標

2007年安全報告書 阪急電鉄株式会社

安全に関する基本方針は、阪急阪神ホールディングスのグループ経営理念や阪急電鉄の経営理念・経営方針と密接に関係します。歴史を遡ると、創業者の小林一三が定めた「五戒」にも「職務に注意し、ご乗客を大切にすべし」とあり、創業時より常に安全面を第一に、お客様を原点にした事業展開をして参りました。

私たちは、これらの理念を社員一人ひとりに脈々と受け継いで行くことによって、皆様に信頼される企業グループとなることを目指しております。また、社員一人ひとりが、法令はもちろんのこと、社会の一員として求められる様々な規範を遵守するため、「コンプライアンスなくしてグループの存続なし」という認識を持って行動しております。

これらを基盤にして安全の基本的な方針となる、「安全スローガン」や「輸送の安全の確保に係る行動規範」を定めました。

1-1 安全の基本的な方針

(1) 安全スローガン

「すべてはお客様のために すべては安全のために」

(2) 輸送の安全の確保に係る行動規範

経営者から現場の係員一人ひとりにいたるまで、安全輸送の担い手として心掛けるべき安全の基本的な方針として、「輸送の安全の確保に係る行動規範」を策定しました。下記の行動規範7項目は、カードにまとめて各人に携帯させるとともに、本社や現場の執務室に掲示して、常日頃から各人自らが、安全輸送の一翼を担っていることを再認識し業務に取り組んでおります。

- 1 協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。
- 2 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守するとともに、運転の取扱いに関する規程をよく理解し、忠実、且つ、正確に守らなければならない。
- 3 自己の作業に関係のある列車の運転状況を知っていなければならない。また、車両、線路、信号保安装置等を常に安全な状態に保持するよう努めなければならない。
- 4 作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、運転の取扱いに習熟するよう努め、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。
- 5 事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全、且つ、適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。
- 6 作業にあたり、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。また、鉄道運転事故等が発生したときは、速やかに関係先に報告しなければならない。
- 7 常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

掲示用

携帯用 安全行動規範カード (二つ折り両面)

行 動 規 範	安全管理規程の目的	行 動 規 範
<p>すべてはお客様のために すべては安全のために</p> <p>安全輸送の確保 協力一貫して事故の防止に努め、旅客及び公衆に被害を与えないように輸送の取扱いを確保しなければならない。</p> <p>法令・規程の遵守 輸送の安全に関する法令及び関連する規程(安全管理規程を含む。)を遵守するとともに、運輸の取扱いに関する規程をよく理解し、忠実、且つ、正確に守らなければならない。</p> <p>運転状況の熟知・設備の安全 自己の作業に関係のある列車の運転状況を知っていなければならない。また、運転の取扱いに習熟するよう努め、その取扱いに熟練していることには、常に注意を払って確認し、必要に応じて報告しなければならない。</p> <p>人命尊重 事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全、且つ、適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。</p> <p>正確迅速な情報伝達 作業にあたり、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。また、鉄道運転事故等が発生したときは、速やかに関係先に報告しなければならない。</p> <p>継続的な改善・変革 常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。</p> <p>2006-10-1 阪急電鉄株式会社 社長</p>	<p>安全管理規程の目的 輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>安全管理体制</p>  <p>輸送の安全に係る法令に基づき、輸送の安全の確保については、業務標準及びこれに準ずる規程の他、安全管理規程に定める。</p> <p>発行 安全管理規程委員会 事務局(単位39)</p> <p>2006-10-1</p>	<p>安全輸送の確保 協力一貫して事故の防止に努め、旅客及び公衆に被害を与えないように最善を尽くさなければならない。</p> <p>法令・規程の遵守 輸送の安全に関する法令及び関連する規程(安全管理規程を含む。)を遵守するとともに、運輸の取扱いに関する規程をよく理解し、忠実、且つ、正確に守らなければならない。</p> <p>運転状況の熟知・設備の安全 自己の作業に関係のある列車の運転状況を知っていなければならない。また、車両、線路、信号保安装置等を常に安全な状態に保持するよう努めなければならない。</p> <p>確認励行・安全最優先 作業にあたり、必要な確認を励行し、推測による取扱いをしてはならない。また、運転の取扱いに習熟するよう努め、その取扱いに疑い</p> <p>のあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。</p> <p>人命尊重 事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全、且つ、適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。</p> <p>正確迅速な情報伝達 作業にあたり、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。また、鉄道運転事故等が発生したときは、速やかに関係先に報告しなければならない。</p> <p>継続的な改善・変革 常に問題意識を持ち、安全管理規程及び安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。</p> <p>社 長</p>

1-2 安全目標

(1) 2007 年度安全目標

『有責事故ゼロ』の継続

当社は、1978年1月以降、有責事故(当社の責任により発生した事故)ゼロを続けておりますが、あらためて『有責事故ゼロ』の継続を安全目標に掲げ、事故の防止に全力で取り組みます。

(2) 2007 年度安全方針

「社会に信頼される安全・高品質なサービスの提供」

～ 「安心・快適」阪急電鉄 ～

- ≪ 1 ≫ 安全意識の高揚・安全対策
- ≪ 2 ≫ 安全性向上対策
- ≪ 3 ≫ 本部内グループ会社と一体となった人材育成・技術伝承

※本部内グループ会社とは、阪急電鉄株式会社の鉄道事業の機能を分担した会社を指します。